

ICカード特約

1. (特約の適用範囲)

- (1)この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ICチップが付加されたカード(以下「ICカード」といいます。)を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2)この特約は、当金庫が発行するキャッシュカードの各規定(以下「カード規定」といいます。)の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
- (3)この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定の定義によるものとします。

2. (ICカードの利用)

ICカードは、次の場合に利用することができます。

- (1)当金庫所定のICカードが利用できる預金機を使用して預金に預入れまたはカードローンの貸越金の臨時返済をする場合
- (2)当金庫所定のICカードが利用できる支払機を使用して預金の払戻しまたはカードローンの貸越を受ける場合
- (3)当金庫所定のICカードが利用できる振込機を使用して振込資金を預金口座またはカードローンからの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4)その他当金庫所定の取引をする場合

3. (ICカードの発行時における手数料の取扱い)

再発行でICカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

4. (規定の変更)

当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、その規定を変更できるものとします。

以上

令和5年8月10日(改訂)